

【追 補】

近年、会計基準等の公表が頻繁に行われており、本書「ここがポイント！退職給付会計」(平成17年6月15日発行・全訂版1刷)の発行後に、退職給付会計についても新しいルールが公表されています。以下、新しいルールに関して若干の補足をおきます(平成21年3月現在)。

(1) 本書68ページ9行目以降のなお書きについて

企業会計基準第19号『「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)』(平成20年7月)において、割引率は、期末における利回りを基礎とすることが明示されました。言い換えれば、「一定期間の債券の利回りの変動を考慮して決定」することは認められなくなりました(平成22年3月期より適用)。

(2) 本書125ページ第7章(1.退職給付制度間の移行)について

第7章第1節において、退職給付制度間の移行をとりあげておりますが、そこでは、第8章で述べる簡便法、第10章で述べる複数事業主制度が考慮されておられません。これについて、改正実務対応報告第2号『退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い』(平成19年2月)で明らかにされました。

具体的には、複数事業主制度を採用しており、かつ、自社の拠出に応じた年金資産の額を合理的に計算することができない場合には、退職給付引当金を計上することなく要拠出額を退職給付費用として処理します(第10章参照)。そして、このような制度から、通常の会計処理を行う別の年金制度(または簡便法により会計処理を行う別の年金制度)に移行した場合、いままで退職給付引当金を計上してきておりませんから、一挙に退職給付引当金が計上されることとなります(退職給付債務や年金資産の額も明らかになります)。また、同額だけ特別損益が計上されます。なお、移行に伴って

退職給付の水準を改訂する規程等の改訂が明示的に行われた場合、過去勤務債務が発生しますが、これは上記の特別損益に含めず、通常通り、一定の期間にわたって費用処理します。

以上とは逆に、通常の会計処理を行っていた退職給付制度から、複数事業主制度で、かつ、自社の拠出に応じた年金資産の額を合理的に計算することができない年金制度に移行した場合には、従来の退職給付引当金をいったんそのまま引き継ぎ、年金財政計算上の償却期間に対応させる等の方法で、一定の期間にわたって取り崩すこととされています（平成 20 年 3 月期より適用）。

(3) 本書 168 ページ（ 2 . 中間財務諸表）の記述について

四半期報告制度が導入されたことにより、従来の中間決算と同様、四半期決算についても期首時点で算定された年度の退職給付費用を按分して退職給付費用を算定することができます。

(4) 本書 186 ページ 6 行目以降の記述について

企業会計基準第 14 号『「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その 2）」（平成 19 年 5 月）において、自社の拠出に応じた年金資産の額を合理的に計算することができない年金制度に関する注記内容が改訂されています。具体的には、重要性が乏しい場合を除き、(a)その年金制度全体の直近の積立状況（年金資産の額、年金財政計算上の給付債務の額及びその差引額）、(b)制度全体の掛け金等に占める自社の割合（掛金拠出割合、制度の加入人数または制度の給与総額に占める自社の割合）、(c)これらに関する補足説明、の 3 点について注記を行うことが求められています（平成 20 年 3 月期より適用）。

【正 誤 表】

「ここがポイント！退職給付会計」(平成 17 年 6 月 15 日発行・全訂版 1 刷)に下記の誤りがありました。お詫びして訂正させていただきます。 税務研究会出版局

【訂 正】

頁	誤	正
60 上から 4 行目 の右端	実際 $\underline{X2/3/31}$ 未積立退職給付債務 $\underline{(13,160)}$...	実際 $\underline{X2/3/31}$ 未積立退職給付債務 $\underline{(13,500)}$...
105 上から 9 行目	ただし、退職給付信託は、積立不足を <u>超過</u> するために...	ただし、退職給付信託は、積立不足を <u>解消</u> するために...
160 (2) の 算式中 下から 5 行目	退職給付債務 (期末実際) (13,200) - (退職給付債務 期首実際 ¥12,000) - 支払額 (500) = 11,500 - 掛金の拠出額 (450) + 会計基準変更時差異の費用処理額 ((12,000 - 8,000) ÷ 10 = 400) = 1,650 ...退職給付費用	期末の退職給付債務 (13,200) - 期末の年金資産 (8,400) - 期末の未認識会計基準変更時差異 (3,600) - 期首の退職給付債務 (12,000) + 期首の年金資産 (8,000) + 期首の未認識会計基準変更時差異 (4,000) + 掛金の拠出 (450) = 1,650 ...退職給付費用